

板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱

(平成29年1月31日区長決定)

(平成30年3月22日一部改正)

(令和3年3月19日一部改正)

(令和5年3月31日一部改正)

(令和8年3月24日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区老朽建築物等対策計画（以下「対策計画」という。）に基づき、老朽建築物等に関する相談体制の充実を図るため、板橋区内にある老朽建築物等の所有者等で相談及び助言を希望する者に専門家を派遣することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 老朽建築物等

対策計画に定める空家等、特定空家等、老朽建築物及び特定老朽建築物をいう。

(2) 所有者等

所有者又は管理者をいう。ただし、法人を除く。

(3) 専門家

老朽建築物等の所有者等からの相談を受けるために必要な知見と実務経験を有する弁護士、建築士、土地家屋調査士等の専門家をいう。

(4) 委託機関

第4条第1項各号に掲げる業務を行うため、専門家の派遣について区と委託契約を締結した機関をいう。

(5) まちづくりセンター

まちづくりに関する提案、指導及び助言等を行う専門家を登録し、区市等に紹介する公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターをいう。

(6) まちづくりセンター実施要領

まちづくりセンターが定める、まちづくり専門家登録・紹介制度実施要領をいう。

(派遣対象)

第3条 専門家の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、板橋区内にある老朽建築物等の所有者等（以下「当該所有者等」という。）とする。ただし、当該所有者等が複数人いるときは、当該所有者等間の合意による代表者を派遣対象者とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、区長は、当該所有者等の所在不明その他の当該所有者等間での合意を得ることを困難とする事情があると認める場合は、現に専門家の派遣を受けようとする当該所有者等をそれぞれ派遣対象者とすることができる。

3 専門家の派遣を受けることができる相談は、板橋区内にある老朽建築物等に関する相談とす

る。

(専門家の派遣)

第4条 この要綱において専門家の業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 前条第3項に規定する相談に関する適切な提案、指導及び助言等

(2) 前号の相談についての結果報告業務

2 区長は、予算の範囲内において前項第1号の業務を行わせるため、前条第1項で定める者に対して専門家の派遣を行うものとする。

3 専門家の派遣の回数は、同一の派遣対象者につき3回を限度とする。ただし、前条第2項に規定する派遣対象者が複数人いる場合において、当該派遣対象者が、それぞれ同一の老朽建築物等について専門家の派遣を申請しようとするときは、当該派遣対象者の人数にかかわらず、当該老朽建築物等につき3回を限度とする。

4 第1項第1号に掲げる業務に要する時間は、1回に当たり2時間を限度とする。

5 専門家の派遣先は、原則板橋区内とする。

(派遣申請手続)

第5条 派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1回派遣を受けようとするごとに、専門家派遣申請書（別記第1号様式）により区長に申請するものとする。

2 区がまちづくりセンターから専門家の紹介を受けるときは、年度の初めに、まちづくり専門家紹介申込書（まちづくりセンター実施要領別記様式5）により年間計画書等をまちづくりセンターに連絡する。

(派遣業務の依頼)

第6条 区長は、前条の申請があったときには、第3条の規定に適合するかを審査して、適合すると認めるときは、委託機関に専門家の選任を依頼する場合にあっては専門家派遣業務・選任依頼書（別記第2号様式）により、まちづくりセンターに専門家の紹介を依頼する場合にあってはまちづくり専門家紹介依頼書（まちづくりセンター実施要領別記様式6）により専門家の選任又は紹介を依頼するものとし、適合しないと認めるときは、専門家派遣不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(専門家の選任)

第7条 委託機関は、前条の規定による依頼があったときは、専門家を選任し、専門家選任届（別記第4号様式）により、区長に届け出なければならない。

2 区長は、まちづくりセンターから、前条の規定による依頼を受けて、まちづくり専門家紹介書（まちづくりセンター実施要領別記様式7）による専門家の紹介があったときは、この専門家を選任するものとする。

(派遣の決定)

第8条 区長は、前条第1項に規定する届出又は前条第2項に規定する紹介があったときは、専門家の派遣を行うことを決定し、専門家派遣決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に

通知する。

- 2 前項の規定により通知を受けた者（以下「派遣決定者」という。）が専門家の派遣を受ける料金は、無料とする。

（業務報告）

第9条 第7条の規定により選任を受けた専門家は、派遣決定者に対して第4条第1項各号に定める業務を実施するものとする。

- 2 専門家は、派遣に係る業務が終了したときは、速やかに専門家派遣相談記録書（別記第6号様式）により、区長に報告しなければならない。
- 3 委託機関は、派遣に係る業務が終了したときは、速やかに専門家派遣実績完了報告書（別記第7号様式）により、区長に報告しなければならない。
- 4 まちづくりセンターは、まちづくりセンター実施要領の定めるところにより、年度の終わりに、区へまちづくり専門家紹介報告書（まちづくりセンター実施要領別記様式9）を提出する。

（派遣の取止め）

第10条 派遣決定者は、事情により専門家の派遣を取り止めるときは、専門家派遣辞退届（別記第8号様式）により、区長に届け出なければならない。

（派遣の取消し）

第11条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による派遣の決定を取り消すことができる。

- （1）前条の規定による届出があったとき。
- （2）虚偽その他不正な手段により派遣の決定がなされたとき。
- （3）この要綱に適合しないことが判明したとき。

- 2 区長は、前項の規定により、派遣の決定を取り消したときは、専門家派遣決定取消通知書（別記第9号様式）により派遣決定者に通知するとともに、専門家派遣業務取消通知書（別記第10号様式）により委託機関又はまちづくりセンターに通知する。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関して必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年1月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成38年3月31日限りで効力を失う。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限りで効力を失う。

専 門 家 派 遣 申 請 書

(あて先) 板橋区長

申請者 住 所
氏 名
電 話

板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱第5条第1項に基づき、専門家の派遣を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 建物所在地 板 橋 区 丁目 番 号
- 2 派遣希望場所 (区 丁目 番 号)
- 3 派遣希望日
- ・第1希望 年 月 日 時 分頃
 - ・第2希望 年 月 日 時 分頃
 - ・第3希望 年 月 日 時 分頃
- 4 既存建物概要
- (1) 建築年月日 年 月 日
- (2) 規模・構造 造 階建
- 5 相談内容

6 今回を含む利用回数： 回／3回

7 添付書類
案内図、建物の構造、建築年月日を記した書類

- 注意 1 本申請書にご記入いただいた個人情報は、専門家派遣の実施の範囲内（委託機関及び派遣する専門家への情報提供等）で利用します。
- 2 本人の同意がある場合を除き、保有する情報を収集目的以外には利用いたしません。
- 3 共有の建築物、土地、借家等の所有者等にあつては、合意された代表者であることがわかる書類を添付して下さい。

専 門 家 派 遣 業 務 ・ 選 任 依 頼 書

様

板橋区長 坂 本 健

板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱に基づく業務の実施及び専門家の選任について、同要綱第6条に基づき、下記のとおり依頼します。

記

業 務 内 容	件 名	専 門 家 派 遣
	派遣希望日	第1希望 年 月 日 時 分頃
		第2希望 年 月 日 時 分頃
		第3希望 年 月 日 時 分頃
	建物所在地	板 橋 区 丁目 番 号
派遣場所	(区 丁目 番 号)	
業務内容	板橋区内にある老朽建築物等に関する相談	
専 任 条 件	資 格	

第 年 月 日 号

専 門 家 派 遣 不 承 認 通 知 書

様

板橋区長 坂 本 健

年 月 日付けで申請のあった専門家の派遣について、下記のとおり派遣を不承認としたので、板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱第6条に基づき通知します。

記

1 理 由

専 門 家 選 任 届

(あて先) 板橋区長

(受託者) 住 所
氏 名
電 話

〔 法人にあつては、その事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号により業務・選任依頼を受けた専門家の派遣業務について、
下記のとおり派遣する専門家を選任しましたので、板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱第7条第1項
に基づき届け出ます。

記

- 1 建物所在地 板 橋 区 丁目 番 号
- 2 派遣場所 区 丁目 番 号
()
- 3 派遣日時 年 月 日 時 分頃
- 4 選任した専門家
(1) 氏 名 :
(2) 住 所 :
(3) 連 絡 先 :
(4) 生年月日 :
(5) 資 格 :
- 5 添付書類
専門家について、資格を有することを証明する書類の写し

専 門 家 派 遣 決 定 通 知 書

様

板橋区長 坂 本 健

年 月 日付けで申請のあった専門家の派遣について、下記のとおり派遣を決定しましたので、板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱第8条第1項に基づき通知します。

記

- 1 建物所在地 板 橋 区 丁目 番 号
- 2 派遣場所 (区 丁目 番 号)
- 3 派遣日時 年 月 日 時 分頃
- 4 選任した専門家
(1) 氏 名 :
(2) 住 所 :
(3) 連 絡 先 :
(4) 資 格 :

専 門 家 派 遣 相 談 記 録 書

(あて先) 板橋区長

(派遣専門家) 住 所
氏 名
電 話

〔 法人にあつては、その事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号により依頼のあつた専門家派遣業務について完了しましたので、板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

派 遣 日	年 月 日	時 間	: ~ :
派 遣 場 所	(区 丁目 番 号)		
相 談 者	建 物 所在地	板 橋 区 丁目 番 号	
	氏 名		
	住 所		
次回派遣意向	有 ・ 無		
【相談内容】			

専門家派遣実績完了報告書

(あて先) 板橋区長

(受託者) 住 所
氏 名
電 話

〔 法人にあつては、その事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号により依頼のあつた専門家派遣業務について完了しましたので、板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱第9条第3項に基づき、下記のとおり報告します。

記

派遣日	年 月 日	時間	: ~ :
派遣場所	(区 丁目 番 号)		
派遣者	氏名		
	住所		
相談者	建物所在地	板橋区 丁目 番 号	
	氏名		
	住所		
次回派遣意向	有 ・ 無		
【相談内容】			

年 月 日

専 門 家 派 遣 辞 退 届

(あて先) 板橋区長

(申請者) 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号により通知のあった専門家派遣の決定について、板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱第10条に基づき、下記のとおり専門家の派遣を辞退します。

記

1 理 由

第 号
年 月 日

専 門 家 派 遣 決 定 取 消 通 知 書

様

板橋区長 坂 本 健

年 月 日付け 第 号で通知した専門家の派遣について、下記のとおり派遣の決定を取り消したので、板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱第11条第2項に基づき通知します。

記

1 取消理由

第 号
年 月 日

専 門 家 派 遣 業 務 取 消 通 知 書

様

板橋区長 坂 本 健

年 月 日付け 第 号で業務を依頼した専門家の派遣について、下記のとおり派遣の決定を取り消したので、板橋区老朽建築物等対策専門家派遣支援要綱第11条第2項に基づき通知します。

記

1 取消理由